

随意契約の結果の公表

4月契約分

健康福祉部

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
検査用試薬の購入 ・SARS-CoV-2 Direct Detection RT-qPCR Kit研究用(1,000回) 6セット	R4.4.18	株式会社 宮田薬品 松江市塚島町11番12号	6,864,000	第167条の2第1項第2号	保健環境科学研究所	新型コロナウイルス感染症の流行により当該試薬は国内検査機関から引き合いが相次いでおり、品薄の状態であることを出入り業者から聞き取りで確認している。検査数が高止まりしている現状で、継続して検査をするために早急に業者を選定し契約を締結する必要があるが、一般競争入札での購入では機を逸してしまう。また、4月末から大型連休に入中において、納入期限までに予定数量の納入が可能であるのは1業者のみであるため、随意契約とした。	
				第167条の2第1項第5号			
検査用品の購入 ・サライバクリア 400セット	R4.4.27	株式会社 宮田薬品 松江市塚島町11番12号	5,940,000	第167条の2第1項第2号	保健環境科学研究所	新型コロナウイルス感染症の流行により当該試薬は国内検査機関から引き合いが相次いでおり、品薄の状態であることを出入り業者から聞き取りで確認している。検査数が高止まりしている現状で、継続して検査をするために早急に業者を選定し契約を締結する必要があるが、一般競争入札での購入では機を逸してしまう。また、4月末から大型連休に入中において、納入期限までに予定数量の納入が可能であるのは1業者のみであるため、随意契約とした。	
				第167条の2第1項第5号			
全自動核酸抽出システムの購入 ・magLEAD 12gC 2式	R4.4.20	株式会社 宮田薬品 松江市塚島町11番12号	4,554,000	第167条の2第1項第2号	保健環境科学研究所	新型コロナウイルス感染症の流行により、日々膨大な検査依頼に対応している。今後さらに検査数が増える恐れがある中、継続して対応するためには、早急に追加の検査機器を調達する必要があるが、一般競争入札での購入では機を逸してしまう。また、納入期限までに納入が可能であることの確認が取れているのは1業者のみであるため、随意契約とした。	
				第167条の2第1項第5号			
島根県福祉人材センター運営事業委託	R4.4.1	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 松江市東津田町1741-3	94,932,000	第167条の2第1項第2号	地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、社会福祉事業者が質の高いサービスを提供できる人材を確保するため、従事者及び従事しようとする者に無料職業紹介や就職説明、人材確保相談、従事者研修等を実施するものである。 ・契約先は島根県社会福祉協議会で、実施主体は社会福祉法第93条第1項の規定に基づく「島根県福祉人材センター」であり、他の団体には本事業の履行はできない。 	
島根県地域生活定着支援センター運営事業委託	R4.4.1	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 松江市東津田町1741-3	27,066,000	第167条の2第1項第2号	地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、被疑者・被告人や矯正施設出所者を適切な福祉サービスに繋げ、地域生活への定着を図ろうとするものであり、各福祉施設をはじめとする社会福祉事業者間のサービス利用調整や地域でのインフォーマルサービスを含めた受け入れ体制を整備することが主たる目的である。 ・必須要件の①客観的な立場で各福祉サービスの事業者、施設間の調整、受入先施設の支援ができること②専門的な立場で保護観察所、弁護士会、矯正施設等との調整ができること③全体的に支援が可能であることをすべて満たす団体は契約相手方以外にない。 	
民生児童委員研修事業委託	R4.4.1	島根県民生児童委員協議会 松江市東津田町1741-3	4,192,000	第167条の2第1項第2号	地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は民生委員・児童委員への研修を行い、「資質向上」及び「知識の習得による活動の負担軽減」を図ることが主な目的。 ・契約相手先には県内の民生委員・児童委員が加入し、研修事業開催など会員の資質向上に努めるとともに、民生委員・児童委員、市町村等の関係機関とも日常的に連絡をとり、情報の共有化を図っている。 ・研修開催実績及び契約相手先の持つネットワークにより、民生委員・児童委員が求めている研修を立案・実施することが可能。 ・これらのことから、本事業は契約相手先以外の団体においては委託業務の目的を達成できない。 	
子ども食堂サポート事業業務委託	R4.4.1	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 松江市東津田町1741-3	5,755,000	第167条の2第1項第2号	地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県社会福祉協議会は、島根県における社会福祉事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の促進を図ることを目的とし、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等を目的とする事業を実施する団体である。 ・本事業は、「子どもの居場所」の新たな創出や活動により、県内の各地域において、子どもとその保護者を支える仕組みを構築することを目的とするものであり、県内全域での事業展開が可能な団体でなければならない。 ・県内の子ども食堂や、市町村社会福祉協議会など子ども食堂の支援に関わる機関との連携体制が、既存事業の実施などにより既に構築されている。 ・こうしたことから、県内で本事業を実施できる団体は、島根県社会福祉協議会しかなく、同法人を委託先とする。 	
民生委員・児童委員一斉改選に係る新任研修事業委託	R4.4.1	島根県民生児童委員協議会 松江市東津田町1741-3	1,370,000	第167条の2第1項第2号	地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は民生委員・児童委員の令和4年度一斉改選に伴い「令和4年12月1日以降に委嘱された委員のうち、新たに委嘱されたもの」及び「令和4年11月30日以前に欠員補充のため委嘱された委員で、新任研修を受けたことがないもの」を対象とする新任研修である。 ・契約相手先には県内の民生委員・児童委員が加入し、研修事業開催など会員の資質向上に努めるとともに、民生委員・児童委員、市町村等の関係機関とも日常的に連絡をとり、情報の共有化を図っている。 ・研修開催実績及び契約相手先の持つネットワークにより、民生委員・児童委員が求めている研修を立案・実施することが可能。 ・これらのことから、本事業は契約相手先以外の団体においては委託業務の目的を達成できない。 	

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
安定ヨウ素剤配布管理システム改修業務委託	R4.4.1	富士通Japan株式会社 島根支社 支社長 舩葉 美市博 島根県松江市学園南二丁目10番14号	1,986,600	第167条の2第1項第2号	医療政策課	本システムは、平成27年度に富士通株式会社山陰支社が開発したものであり、同システムの内容を熟知しており、当該業務を適切に実施可能なのは、同社以外にない。	
安定ヨウ素剤配布管理システム運用支援等業務委託	R4.4.1	富士通Japan株式会社 島根支社 支社長 舩葉 美市博 島根県松江市学園南二丁目10番14号	1,626,432	第167条の2第1項第2号	医療政策課	本システムは、平成27年度に富士通株式会社山陰支社が開発したものであり、同システムの内容を熟知しており、当該業務を適切に実施可能なのは、同社以外にない。	
島根県子ども医療電話相談(#8000)業務委託契約	R4.4.1	ダイヤル・サービス株式会社 代表取締役 今野由梨 東京都千代田区三番町6-2	9,075,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	本業務は年間を通して小児医療に係る電話相談サービスであり、電話相談での対応の技術や医療に関する知識の専門性及び通年での相談体制が整備されていること。 また、相談に対応するためには、本県の小児救急医療の提供体制を熟知している者である必要があり、当該法人以外にない。	
島根県ドクターヘリ運航連絡調整業務委託契約	R4.4.1	セントラルヘリコプターサービス株式会社 代表取締役 五十嵐 好信 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字林先1番地1	1,959,816	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	医療政策課	本業務はドクターヘリ運航に係る各種連絡調整業務であることから、島根県ドクターヘリ運航業務を受託しているものでなければ履行できないため。	
広域災害救急医療情報システム業務	R4.4.1	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役社長 本間 洋 東京都江東区豊洲三丁目3番3号	5,280,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	医療政策課	災害時の病院被災情報を収集、発信するシステムである広域災害救急医療情報システムは、NTTデータが国からの委託を受けて開発しており、接続できる業者はNTTデータのみであるため。	
令和4年度移植医療普及啓発事業委託契約	R4.4.1	公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根 理事長 広沢 卓嗣 島根県出雲市塩冶町223番地7	20,330,530	第167条の2第1項第2号	医療政策課	当該法人は、①移植医療に関する普及啓発等を行うことを目的に設立された法人である、②複合バンクである「しまねまごころバンク」が設置され、厚生労働省から眼球のあつせん業許可を県内で唯一受けている団体である、③臓器移植に関する普及啓発や関係者間の連絡調整等を行う県臓器移植コーディネーターが県内で唯一配置されていることから、当該事業を実施可能な事業者は、本県では当該法人以外にないため。	
医療・介護・保健データ統合分析システム運用業務委託	R4.4.1	ニッセイ情報テクノロジー株式会社 代表取締役社長 矢部 剛 東京都大田区蒲田5-37-1	4,151,400	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	医療政策課	医療・介護・保健データのデータベースを構築し、分析ができるシステムを提供する業者が同社のみであり、また同社は照会対応を含めた保守業務を実施できる唯一の者であるため、地方自治法施行令による「性質又は目的が競争入札に適しない」と認められることにより、同社への特命随意契約とする。	
令和4年度訪問看護に関する研修実施業務	R4.4.1	公益社団法人 島根県看護協会 会長 秦 美恵子 松江市袖師町7-11	2,400,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	公益社団法人 島根県看護協会は、県民に安全・安心な看護サービスを提供するため、看護職員の資質向上等に取り組んでいる公益団体であり、こうした同協会の取り組みは本事業の目的にも合致するとともに、我が国の看護の動向を把握し、必要な研修計画の企画・立案から実施までできる能力を有する団体は本県では同協会のみであるため。	
令和4年度県立松江高等看護学院管理運営委託	R4.4.1	一般社団法人 松江市医師会 会長 細田 真司 松江市西嫁島2丁目2番23号	97,176,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	高度化・多様化する医療ニーズに対応する質の高い看護師を養成するためには、看護教育における病院などでの臨床実習の充実が重要であり、そのためには、地域の医療機関の協力が不可欠である。 松江市医師会は、現在准看護師養成所も運営しており、養成所の運営に関する能力を有しており、併せて、実習等における地域の医療機関との協力も円滑に実施している。 こうしたことから、県立松江高等看護学院の運営及び教育を任せるとできる団体は、当該法人以外にはないものとする。	
令和4年度県立石見高等看護学院管理運営業務	R4.4.1	公益社団法人 益田市医師会 会長 松本 祐二 益田市遠田町1917番地2	198,870,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	高度化する医療技術や県民の多様な医療ニーズに対応する質の高い看護師を養成するためには、看護教育における医療機関での臨床実習の充実が重要であり、臨床実習を充実させるためには、地域の医療機関の協力が不可欠である。 また、益田市医師会は、県立石見高等看護学院が設置されるまで准看護師養成所を運営しており、養成所の運営に関する能力を有している。併せて、臨床実習等における地域の医療機関との連携も円滑に実施されている。 以上より、県立石見高等看護学院の管理運営を任せると可能な団体は、当該法人以外にない。	
令和4年度島根県ナースセンター事業委託	R4.4.1	公益社団法人 島根県看護協会 会長 秦 美恵子 松江市袖師町7-11	16,517,118	第167条の2第1項第2号	医療政策課	公益社団法人島根県看護協会は、会員数5,500人超の看護職能団体で、看護職員の資質向上に努める公益法人であり、本県の看護師等教育研修事業の委託実績がある。 本事業は、看護職員の確保、資質向上及び勤務環境改善等を図るための事業であり、本県において本事業を一体的かつ確実に実施できる団体は当該法人以外にないため。	
令和4年度新人看護職員研修(多施設合同)事業	R4.4.8	公益社団法人 島根県看護協会 会長 秦 美恵子 松江市袖師町7-11	2,277,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	公益社団法人 島根県看護協会は、県民に安全・安心な看護サービスを提供するため、看護職員の資質向上等に取り組んでいる公益団体であり、こうした同協会の取り組みは本事業の目的にも合致するとともに、我が国の看護の動向を把握し、必要な研修計画の企画・立案から実施までできる能力を有する団体は本県では同協会のみであるため。	
令和4年度新人看護職員研修(研修責任者等)事業	R4.4.8	公益社団法人 島根県看護協会 会長 秦 美恵子 松江市袖師町7-11	2,961,200	第167条の2第1項第2号	医療政策課	公益社団法人 島根県看護協会は、県民に安全・安心な看護サービスを提供するため、看護職員の資質向上等に取り組んでいる公益団体であり、こうした同協会の取り組みは本事業の目的にも合致するとともに、我が国の看護の動向を把握し、必要な研修計画の企画・立案から実施までできる能力を有する団体は本県では同協会のみであるため。	
令和4年度看護師等教育研修事業	R4.4.4	公益社団法人 島根県看護協会 会長 秦 美恵子 松江市袖師町7-11	1,858,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	公益社団法人 島根県看護協会は、県民に安全・安心な看護サービスを提供するため、看護職員の資質向上等に取り組んでいる公益団体であり、こうした同協会の取り組みは本事業の目的にも合致するとともに、我が国の看護の動向を把握し、必要な研修計画の企画・立案から実施までできる能力を有する団体は本県では同協会のみであるため。	

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
医療勤務環境改善アドバイザー業務	R4.4.1	公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会 会長 永山正人 東京都千代田区三番町9-15ホスピタルプラザビル5階	1,794,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会は、厚生省の外郭団体として平成2年に発足し、平成24年に公益社団法人の認可を得た会員数3,000人超の団体である。 鳥根県においても平成27年度に4病院、28年度に3病院、29年度に2病院、30年度に1病院、31年度に2病院、令和2年度に2病院のアドバイザー支援を実施した実績があり、県内の勤務環境改善の取組状況にも精通していることから、本事業を適切に実施できるのは、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会以外にない。	
令和4年度看護師の特定行為に係る指定研修機関設置・運営事業	R4.4.1	鳥根県立中央病院 病院長 小阪 真二 鳥根県出雲市姫原四丁目1-1	19,351,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	今後の地域包括ケアシステム構築にあたり、2025年に向けてさらなる在宅医療の推進を図るためには、あらゆる分野での活躍が期待される特定行為ができる看護師を計画的に養成することは政策医療である。 鳥根県立中央病院は、県立病院の使命として、鳥根県内全域を対象として地域に必要とされる総合力をもった医療者の育成を担う地域医療支援病院であることから、平成29年度以降、鳥根県立中央病院に特定行為研修の指定研修機関を設置することを前提に、検討してきているところである。 以上から、本事業を実施できる団体は当該病院以外にない。	
令和4年度しまね地域医療支援センター事業委託契約	R4.4.1	一般社団法人しまね地域医療支援センター 理事長 椎名 浩昭 鳥根県出雲市塩治町89番地1	73,079,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	一般社団法人しまね地域医療支援センターは、鳥根大学・県内病院・医師会・市町村・県の54団体を会員とし、県内での医師のキャリア形成を支援し、医師、特に若手医師の県内定着を図ることにより、鳥根県の地域医療の確保に寄与することを目的として、平成25年3月21日に設立登記された団体である。 本事業は、医師のキャリア形成支援等を行い、医師の県内定着を促すことにより、県内の地域医療の確保を図るための事業であり、本事業を確実に遂行できる団体は当該法人以外にない。	
令和4年度夏季・春季地域医療実習事業	R4.4.1	国立大学法人鳥根大学 学長 服部泰直 松江市西川津町1060番地	5,000,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	本事業は、非営利事業を公法人である国立大学法人と直接契約を締結するものである。 また、本事業は平成14年度より実施しているが、参加する医学生は鳥根大学医学部の学生が大多数を占めることから、効率的に事業を実施するためには、同大学以外に適当な者がいないため。	
令和4年度鳥根大学医学部附属病院卒後教育環境等整備事業	R4.4.1	国立大学法人鳥根大学 学長 服部泰直 松江市西川津町1060番地	23,478,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	本事業は、非営利事業を公法人である国立大学法人と直接契約を締結するものである。 また、専門研修プログラムの基幹病院となるためには、適切な指導医の数、症例数、研修体制等が必要となるが、すべての診療科でこれらの水準を満たし、事業目的を遂行できるのは鳥根大学以外にないため。	
検体検査業務委託	R4.4.1	株式会社福山臨床検査センター三次支所 広島県三次市南畑敷町818-1	単価契約	第167条の2第1項第2号	鳥根あさひ社会復帰促進センター診療所	刑務所内の診療所であり、臨床検査技師は配置されていない。特殊性、診療状況、体制等を開設時から熟知し、当診療所で導入した電子カルテに対応した検査結果の提供が可能な事業者が他にないため。	単価契約 執行予定金額:2,961,955円
保健医療福祉制度等広報啓発業務	R4.4.1	一般社団法人鳥根県医師会 会長 森本 紀彦 松江市袖師町1番31号	5,000,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	本事業は各種保健医療福祉制度等に関する情報を医療機関に迅速かつ効果的に提供し、理解・協力の促進を図ることを目的としている。 鳥根県医師会は1,000人を超える会員を有する県下最大の医師職能団体であり、会員の所属する医療機関に迅速かつ効果的に情報提供が行え、かつ医療従事者を対象とした各種保健医療福祉制度等に関する研修会の実施に関しても、多くの会員医療機関に案内が可能であり、多数の参加も期待できる。 このように、県内の医療機関に対して広報や研修を効果的に実施できる団体は鳥根県医師会しかない。	
鳥根県医療機能情報システム運用保守業務委託	R4.4.1	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役社長 本間 洋 東京都江東区豊洲三丁目3番3号	3,630,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	本システムは、(株)NTTデータが開発したものであり、同システムの内容を熟知している。厚労省の制度改正により全国統一化システムの構築が予定されており、全国統一化システムへの対応のため、現行システムの運用保守を行う(株)NTTデータとの業務委託を3年間延長するため。	
令和4年度在宅医療介護連携推進事業委託	R4.4.1	一般社団法人鳥根県医師会 会長 森本 紀彦 鳥根県松江市袖師町1番31号	5,307,060	第167条の2第1項第2号	医療政策課	同会は、県民に安心・安全な医療サービスを提供するため、医師の資質向上等に取り組んでいる団体であり、同協会の取組は本事業の目的に合致するとともに、我が国の医療の動向を把握し、必要な専門的知識を有する県内で唯一の団体であり、同会に委託することが効果的と考えらる。当該事業を効果的に遂行できる組織は、地域に多くの医療機関会員を持って組織する医師会以外に無い。	
令和4年度鳥根県認定看護師教育課程開校準備事業委託	R4.4.1	公立大学法人鳥根県立大学 理事長 清原正義 浜田市野原町2433-2	14,350,632	第167条の2第1項第2号	医療政策課	鳥根県立大学では、平成25年10月にしまね看護栄養交流センターを設置し、県内における看護学の学習機会を積極的に提供している。センターでは看護教育力の向上の取り組みとして、医療の高度化・多様化や社会情勢の変化に対応した安全で質の高い看護を提供するためのキャリア形成を支援している。こうした活動は、本研修事業の目的に合致している。 また、認定看護師養成機関の開設にあたっては、公益社団法人日本看護協会より認定看護師教育機関としての認定を受ける必要があるが、その認定を受けるために必要な看護教員及び実習施設の確保、教育カリキュラムの作成等を行うことのできる体制が整っているのは、県内では鳥根県立大学のみである。 以上より、本事業を実施できる団体は当該法人以外にない。	
新型コロナウイルス感染症に係るコールセンター運営業務委託	R4.4.1	日本トータルテレマーケティング株式会社 (東京都渋谷区渋谷3-12-18 渋谷南東急ビル)	127,267,800	第167条の2第1項第2号	健康推進課	本事業は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急対策事業として実施しており、県民からの新型コロナウイルス感染症に係る相談を受け付けるコールセンターとして、令和2年度から委託している。この業者は、本県独自の対応マニュアル、県内診療検査医療機関リスト、無料PCR検査、ワクチン相談マニュアルに沿った相談対応を熟知しており、これまで対応してきた実績と経験があるため、今後も円滑かつ効率的な履行が期待できる。 また、当県以外にも複数の自治体との契約実績があり、豊富な人材とノウハウを持ち、コールセンター経験のある適切な人材を供給することが可能である。また、セキュリティに関しても十分に配慮し、個人情報保護についても十分な対策を講じていることから、適正に業務を遂行されており、本県の新型コロナウイルス感染症に係る相談事業を適切に実施できる唯一の業者である。	
新型コロナウイルス感染症電話相談対応等に係る業務委託	R4.4.1	鳥根県国民健康保険団体連合会 鳥根県松江市学園1丁目7-14	6,330円 (単価契約)	第167条の2第1項第2号	健康推進課	本業務は、医療にかかる知識と相談業務の実務経験を有する者で行う必要がある。委託先は、鳥根県在宅保健師を持ち、経験と実績を生かした保健活動を行っており、本業務の目的を達成することができる唯一の団体であるため。	【単価契約】執行予定総額 9,875,580円

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
令和4年度がん患者・家族サポートセンター運営事業	R4.4.1	国立大学法人島根大学 (松江市西川津町1060番地)	7,292,000	第167条の2第1項第2号	健康推進課	(1)この事業を実施するためには、次の要件をすべて満たす必要がある。 ①がん相談員及びピアサポートに携わる人材育成が可能 ②がん相談のノウハウを有すること ③診療現場の医師・看護師等との連携を密接に図ることが可能 ④島根県がん対策推進協議会(患者・家族支援部会、がん相談員実務担当者会、就労支援連絡会)との連携を図ることが可能 (2)島根大学は、教育機能、がん相談機能及びがん医療機能のすべてを併せ持つ県内唯一の機関であり、且つ、都道府県がん診療連携拠点病院である。	
令和4年度島根県がん登録室運営事業	R4.4.1	国立大学法人島根大学 (松江市西川津町1060番地)	9,979,200	第167条の2第1項第2号	健康推進課	(1)島根大学医学部は、がんに関する基礎研究部門を設置し、がんを専門的に研究しており、その研究結果を地域社会へ還元することを理念としている機関である。 (2)島根大学医学部附属病院は、県内で唯一厚生労働省から「都道府県がん診療連携拠点病院」の指定を受けており、県におけるがん診療の質の向上及びがん診療連携協力体制の構築に関して、中心的な役割を担っている。 (3)情報の管理を厳格に行う体制が整っている。	
令和4年度難病相談・支援センター事業及び専門相談事業	R4.4.1	公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根 (出雲市塩治町223-7)	12,249,000	第167条の2第1項第2号	健康推進課	本事業の実施には、難病相談・指導及び支援の能力と実績があることが求められる。公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根(旧島根難病研究所)は、県内唯一の難病専門の研究機関として、難病診療連携拠点病院でもある島根大学医学部と連携し難治性疾患の研究を行った実績があり、所内に窓口を設け相談業務を実施している県内唯一の機関であるため。	
令和4年度島根県難病医療提供体制整備事業	R4.4.1	公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根 (出雲市塩治町223-7)	4,571,900	第167条の2第1項第2号	健康推進課	本事業は、難病診療連携コーディネーターを配置し、難病が疑われながらも診断がつかない患者について、協力病院等からの診療連携の相談に応じ、早期に正しい診断が可能な医療機関や難病医療支援ネットワーク等への相談・照会等を行う事業であり、難病医療に関するノウハウや医療機関とのネットワークを有している機関への委託が必要である。公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根(旧島根難病研究所)は、昭和50年の島根医科大学(現在の島根大学)の開学を契機として設立されて以来、県内唯一の難病専門の研究機関として、難病診療連携拠点病院である島根大学をはじめとする県内外の医療機関との連携を通じて、難治性疾患に関する調査研究や技術研修、難病相談等を実施してきており、この条件を満たしていると認められるため。	
令和4年度島根県特定医療費(指定難病)支給認定に係る医学的審査業務委託	R4.4.5	株式会社ニチイ学館 (東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地)	5,500,000	第167条の2第1項第2号	健康推進課	提案競技において、最優秀提案者に選定された者であるため。	
国保事業費納付金算定等関連業務に係る業務委託	R4.4.1	島根県国民健康保険団体連合会 (松江市学園1丁目7-14)	2,791,000	第167条の2第1項第2号	健康推進課	国民健康保険の事業費納付金・標準保険料率の算定にあたっては、国が開発した「国保事業費納付金等算定標準システム」を利用することとなるが、システム運用等の一部業務を国民健康保険団体連合会へ委託する。 また、高額医療費情報の把握や、特別高額医療費共同事業の運営を、引き続き、同連合会に担って貰うため、併せて業務を委託する。	
市町村事務処理標準システムの導入及びクラウド化に係る業務委託	R4.4.1	島根県国民健康保険団体連合会 (松江市学園1丁目7-14)	2,489,950	第167条の2第1項第2号	健康推進課	平成30年度の国保制度改革に伴い、国が市町村の国保事務の支援、標準化を目的として開発した「市町村事務処理標準システム」(以下、標準システム)の導入を推進するにあたり、国庫補助の対象となる共同利用(クラウド)環境を構築し、提供することについて市町村と合意を図っている。 クラウド環境を構築するあたり、電算システム等に関して高い専門性を要すること、全国的に標準システムの導入支援等を行っている国民健康保険中央会との連携が容易であること等から、データセンターの仕様検討やクラウド環境の調達、管理運営に係る業務を委託する。	
令和4年度先天性代謝異常等検査業務委託	R4.4.1	国立大学法人島根大学 (松江市西川津町1060)	3,531円 (単価契約)	第167条の2第1項第2号	健康推進課	島根大学は県内で唯一新生児マススクリーニング検査が可能な機関である。 新生児マススクリーニング検査の対象となっている疾患は急性発症により新生児の命にかかわる場合もあり、より迅速な検査体制を確保する必要がある。したがって、県内で検査を行える島根大学に委託することが望ましいものである。	【単価契約】 執行予定総額 17,655,000円
令和4年度糖尿病性腎症等重症化予防事業業務	R4.4.28	株式会社キャンサースキャン (東京都品川区西五反田1丁目3-8 五反田PLACE2階)	・データ分析 2,000,000円(1市町村あたり) ・通知デザイン 50,000円(通知の種類ごとに) ・通知発送 130円(1件あたり) ・事業評価 500,000円(1市町村あたり) (単価契約)	第167条の2第1項第2号	健康推進課	当該事業は、国民健康保険の被保険者のレセプトデータ及び特定健診受診結果データから対象者を抽出し、対象者の特性に応じ分類したグループごとに効果的な受診勧奨を行うこととしているが、同社はこれに関する特許を取得しておりその技術に精通していると判断でき、また同社は令和3年度の同事業委託先としてプロポーザルで選定した事業者であるが、県内市町村の状況や取組を十分把握し効果検証を行った実績があり、当事業を適切かつ確実に実施できるのは当該事業者のみであるため。	【単価契約】執行予定総額 29,150,000円
しまね妊娠・出産相談センター事業の委託契約	R4.4.1	国立大学法人島根大学 (松江市西川津町1060)	3,625,900	第167条の2第1項第2号	健康推進課	島根大学(医学部附属病院)は、県が指定している特定不妊治療実施医療機関であり、NIPTの県内唯一の臨床研究施設であること、これから妊娠・出産を考える方のためのプレコンセプションケア外来や、女性ヘルスケア外来などが既にあること、自施設内で専門的な職員(産婦人科医師、看護師又は助産師、精神科医、ソーシャルワーカー等)と速やかに連携できる環境が整っている県内唯一の機関であるため。	
周産期医療情報共有システム業務の委託契約	R4.4.1	国立大学法人島根大学 (松江市西川津町1060)	5,954,520	第167条の2第1項第2号	健康推進課	本業務は県が設置した周産期医療情報センターに委託すべき業務であり、総合周産期母子医療センターであり、周産期医療情報センターでもある島根大学医学部附属病院が該当する。よって本業務の委託先は周産期医療情報センターである当該病院の代表者のみとなる。	

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
令和4年度 高齢者活躍推進情報発信等業務委託	R4.4.1	株式会社山陰中央新報社 松江市殿町383	4,400,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	・広報の方法としていろいろな媒体が考えられるが、対象は高齢者であり、手にとって見ることが出来る媒体が望ましい。新聞が最適だが、価格面を考慮すると、別刷りのタブロイド紙での広報が効果的と判断する。 ・相手先としては、18万部の発行実績を持ち、県内での新聞の圧倒的シェアを有する山陰中央新報社が適当。	
介護給付適正化業務委託	R4.4.1	鳥根県国民健康保険団体連合会 理事長 鳥根県松江市学園1丁目7-14	3,844,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	当該業務は、国民健康保険団体連合会が開発した介護給付適正化システムを使用し、給付適正化に資するデータ等の確認を行うもので、介護保険の給付管理を行う鳥根県国民健康保険団体連合会がこの事業を遂行できる唯一の機関であるため。	
援護システムの運用支援に係る委託契約書	R4.4.1	株式会社ヒロケイ 執行役員 首都圏事業部長 瀬尾 光弘 東京都江東区亀戸2-35-13 新永ビル3F	1,210,660	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	厚生労働省の指定による。(援護システムは、厚生労働省、データセンタ、サポートセンタと各都道府県をネットワークで結び各種の援護業務を行うものとして厚生労働省が整備したものであり、システムに関する運用支援業務の契約にあたっては、作業と経費の効率化、サービスレベルの均一化等を図ることから、同省が入札した業者と各都道府県が契約を行うよう指定されているため。)	
令和4年度鳥根県エルダー・メンター制度導入支援事業業務委託	R4.4.1	社会福祉法人 鳥根県社会福祉協議会 鳥根県松江市東津田町1741-3	2,259,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	本事業は、新任職員等に寄り添い、仕事や人間関係の悩みを受け止め精神的なサポート役を担う先輩職員(エルダー)やそれを支援する指導者(メンター)を、養成・フォローすることを目的としている。そこに、地域の福祉課題に沿った福祉分野における専門的知識やノウハウが求められており、社会福祉協議会はその役割を果たす団体である。また、当該団体は社会福祉法第93条に基づき、県ごとに1団体に限り定められる福祉人材センターに指定されており、今回の事業を円滑に実施できる唯一の団体であるため。	
介護保険指定事業者管理システム運用支援業務委託	R4.4.1	株式会社マツケイ 鳥根県松江市乃木福富町735-211	3,630,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	平成10年度末に一般競争入札によって介護保険指定事業者管理システムが導入され、このシステムによって指定事業者の情報管理を行っているが、平成11、17、20、23、26、29、令和元年度末及び令和2年度末に制度改正により大幅な仕様変更が行われている。このシステムへの入力修正作業、データベース管理、インターネット掲載のための連携ファイルの出力等の業務はシステム設計と密接した関係があり、かつ介護保険制度に精通した事業者である必要がある。以上のことから当該業務はこれらのシステムを構築した業者以外では所要の目的を果たせないため。	
令和4年度高齢者施設における介護職員等派遣に係る調整業務委託	R4.4.1	社会福祉法人 鳥根県社会福祉協議会 鳥根県松江市東津田町1741-3	1,000,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	鳥根県社会福祉協議会は、県内の高齢者施設の状況に精通しており、有事の際に、職員派遣に関する施設間の調整を全体的に行えるのは、鳥根県社会福祉協議会以外にないため。	
新型コロナウイルス感染症陰性者に係る滞在施設等の提供業務委託	R4.4.1	社会福祉法人 恵寿会 理事長 鳥根県出雲市神西沖町1313	4,494,756	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	新型コロナウイルス感染症対策のため緊急を要するものであり、対象施設は、見積徴収先から無償で借り上げたものである。委託の内容もは当該法人が長年利用してきた施設・設備の維持管理であり、当該法人に委託することが最も合理的であり、他者から見積を徴収することも極めて困難なため。	
令和4年度生活支援コーディネーター活動支援研修業務	R4.4.1	社会福祉法人 鳥根県社会福祉協議会 鳥根県松江市東津田町1741-3	3,437,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	鳥根県社会福祉協議会は地域福祉の充実を目指す活動を行い、福祉人材センターとして社会福祉事業従事者の研修や人材育成の研修を多数実施し熟知している。この事業の目的を果たすことができるものがほかにない。	
令和4年度鳥根県訪問看護ステーション出向研修事業	R4.4.1	公益社団法人 鳥根県看護協会(ナースセンター) 会長 鳥根県松江市袖師町7-11	2,500,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	公益社団法人鳥根県看護協会は、会員数5,500人超の看護職能団体で、看護職員の資質向上に努める公益法人であり、本県の看護職員確保対策事業、助産師出向支援事業等の委託実績がある。本事業は、看護師の実践能力の強化を図るものであり、関係団体との調整、相談支援等のコーディネーター機能及び看護師職能に関する知見が不可欠であり、当県において本事業を効果的・効率的に実施できる団体は、当該法人以外にない。	
令和4年度しまね認知症コールセンター事業	R4.4.1	公益社団法人 認知症の人と家族の会 鳥根県支部 代表世話人 鳥根県出雲市今市町1213	1,940,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	公益社団法人認知症の人と家族の会鳥根県支部(以下「家族会」という。)は、認知症に関する正しい知識の普及と理解の促進、認知症の人と家族に対する相談及び指導等を活動の目的として設置された団体で、認知症に関わる当事者(認知症の人、家族、介護職、医療職等)を中心として構成される全国的な唯一の団体である。委託業務は、認知症の電話相談であり、家族会は電話相談による支援活動を県内で実施している唯一の団体で、この業務を企画、実施できる唯一の団体である。	
令和4年度しまね若年性認知症相談支援センター運営事業	R4.4.1	公益社団法人 認知症の人と家族の会 鳥根県支部 代表世話人 鳥根県出雲市今市町1213	1,793,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	公益社団法人認知症の人と家族の会鳥根県支部(以下「家族会」という。)は、認知症に関する正しい知識の普及と理解の促進、認知症の人と家族に対する相談及び指導等を活動の目的として設置された団体で、認知症に関わる当事者(認知症の人、家族、介護職、医療職等)を中心として構成される全国的な唯一の団体である。家族会は、「しまね認知症コールセンター運営事業」を委託しており、当事者等からの電話相談及び市町村等関係機関との連携の実績があり、また全国組織のネットワークを活かして、全国で活躍する先駆的な当事者や団体の活用や先進的な対応が期待できる。さらに、鳥根県認知症施策検討委員会において、本事業を行うのに適した団体であるとして、若年性認知症支援コーディネーター研修も3名が受講修了しており、家族会はこの業務を企画、実施できる唯一の団体である。	
令和4年度認知症疾患医療センター運営事業	R4.4.1	国立大学法人 鳥根大学 学長 鳥根県松江市西川津町1060	8,074,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	鳥根大学医学部附属病院は、鳥根県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱に基づき、平成31年3月27日付けで認知症疾患医療センター(基幹型)の指定を受けており、この事業を実施できる唯一の保険医療機関であるため。	事業委託先: 鳥根大学医学部附属病院
鳥根県訪問看護師確保・定着に向けた総合支援事業業務委託	R4.4.1	公益社団法人 鳥根県看護協会(ナースセンター) 会長 鳥根県松江市袖師町7-11	4,454,560	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	公益社団法人鳥根県看護協会は、会員数5,500人超の看護職能団体で、看護職員の資質向上に努める公益法人であり、本県の看護職員確保対策事業、助産師出向支援事業等の委託実績がある。本事業は、訪問看護師の確保・定着、質の向上に向けて、研修体系の構築、相談窓口の設置等を行うとともに、訪問看護提供体制の安定化・推進支援を図るための総合的な支援方策の検討を行うものであり、関係団体との調整、相談支援等のコーディネーター機能及び看護師職能に関する知見が不可欠であり、当県において本事業を効果的・効率的に実施できる団体は、当該法人以外にない。	
令和4年度認知症疾患医療センター運営事業	R4.4.1	社会医療法人 昌林会 安来第一病院 理事長 鳥根県安来市安来町899-1	3,621,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	鳥根県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱に基づき、平成31年3月27日付けで認知症疾患医療センター(地域型)の指定を受けており、この事業を実施できる限られた保険医療機関であるため。	事業委託先: 安来第一病院
令和4年度認知症疾患医療センター運営事業	R4.4.1	社会医療法人 正光会 松ヶ丘病院 理事長 鳥根県益田市高津町4丁目24-10	3,621,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	鳥根県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱に基づき、平成31年3月27日付けで認知症疾患医療センター(地域型)の指定を受けており、この事業を実施できる限られた保険医療機関であるため。	事業委託先: 松ヶ丘病院

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
令和4年度認知症疾患医療センター運営事業	R4.4.1	社会医療法人清和会西川病院 理事長 島根県浜田市港町293-2	3,621,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	島根県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱に基づき、令和3年3月25日付けで認知症疾患医療センター(地域型)の指定を受けており、この事業を実施できる限られた保険医療機関であるため。	事業委託先: 西川病院
島根県社会的養護自立支援事業(カルマーレ生活支援事業その1)	R4.4.1	ファミリーホーム カルマーレ 島根県益田市駅前町2-8	2,332,920	第167条の2第1項第1号	青少年家庭課	本事業は児童福祉法に基づく措置解除となった者を引き続き、生活支援するものである。ファミリーホームカルマーレは、対象者の養育を委託されていた事業者であり、対象者本人もカルマーレにおいて引き続き支援を受けることを希望しているため、対象者への生活支援を円滑に実施できるのはカルマーレのみである。	
島根県社会的養護自立支援事業(カルマーレ生活支援事業その2)	R4.4.1	ファミリーホーム カルマーレ 島根県益田市駅前町2-8	2,197,200	第167条の2第1項第1号	青少年家庭課	本事業は児童福祉法に基づく措置解除となった者を引き続き、生活支援するものである。ファミリーホームカルマーレは、対象者の養育を委託されていた事業者であり、対象者本人もカルマーレにおいて引き続き支援を受けることを希望しているため、対象者への生活支援を円滑に実施できるのはカルマーレのみである。	
島根県ステップハウス提供事業業務委託	R4.4.1	非公表	2,159,000	167条の2第1項第2号	青少年家庭課	DV被害者は心身ともに傷ついた状態にあり、2次的被害防止のためには、DV被害者の特性を十分理解した職員の配置が必要である。 恒常的に職員が勤務しており、常に対象者の受入れ体制が組織的に確保されていることや、自立のための就職先が身近に多くあることから、当該事業者が最も効果的に本事業を実施できるため。	
里親制度普及啓発促進業務委託	R4.4.1	島根県社会福祉士会 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根	1,072,000	167条の2第1項第2号	青少年家庭課	当該業務の遂行にあたっては、里親制度や社会的養育の推進について十分な理解と発想・企画力が必要であり、里親と共働して実施する必要がある。 里親養育包括支援事業(国補)を活用して当該業務を実施するが、事業の実施者として社会福祉士等の有資格者の配置が勧められており、将来的には配置が義務化されることが予想され、有資格者の確保が必要である。 また、当該業務の安定的な実施、将来的な里親支援業務の委託拡大のためには、個人ではなく、組織、団体に委託する必要がある。 以上のことから、当該業務を履行できるのは、県内においては、里親や児童養護施設職員も所属し、日頃から児童福祉や社会福祉事業に携わる島根県社会福祉士会しかないため。	
令和4年度島根県母子・父子福祉センター管理運営業務	R4.4.1	(一財)島根県母子寡婦福祉連合会 松江市東津田町1741-3	7,240,000	第167条の2第1項第2号	青少年家庭課	当該業務は、母子家庭、父子家庭、及び寡婦に対して各種の相談に応ずるとともに、経済的基盤の弱い母子家庭の母及び寡婦を対象に、就労のための技術を身につけさせることにより、経済的基盤の確立と自立促進を図ることを目的としており、その目的を達成するためには、母子寡婦福祉の振興、推進等の活動を行える組織力、情報収集力等が不可欠である。 当該団体は、県下全域を対象とした唯一の母子寡婦福祉団体であり、活動実績、組織力及び情報収集力等から、本業務を遂行できる委託先は、(一財)島根県母子寡婦福祉連合	
令和4年度島根県ひとり親家庭養育費確保支援事業業務委託	R4.4.1	(一財)島根県母子寡婦福祉連合会 松江市東津田町1741-3	4,145,799	第167条の2第1項第2号	青少年家庭課	本事業は、養育費の取り決め及び履行確保を促進するため、弁護士による法律相談を実施するとともに、公正証書の作成等に要する経費について補助することで、ひとり親家庭の自立を支援することを目的とする。この目的を達成するためには、ひとり親福祉の振興・推進の活動を実施できる組織力に加え、相談者一人ひとりの抱える悩みや課題に寄り添い、法令等専門的知識に裏付けられた適切な対応ができる能力が不可欠である。当該団体は、県下全域を対象とした唯一のひとり親福祉団体として弁護士会等関係機関とのネットワークを有するとともに、長年にわたり県から養育費に係る法律相談及び相談支援事業を受託し着実に実施してきた実績を有し、業務を確実に遂行できる体制を整えている。よって、本業務を遂行できる委託先は、当該団体以外にはない。	
令和4年度島根県ひとり親家庭困窮支援事業業務委託	R4.4.1	(一財)島根県母子寡婦福祉連合会 松江市東津田町1741-3	4,385,200	第167条の2第1項第2号	青少年家庭課	本事業は、県内のひとり親家庭を対象に、生活必需品等の配布や、親子での体験活動の開催を通じて、生活の安定や親子の健やかな成長を支援し、ひとり親家庭の安定・自立を促進することを目的としている。この目的を達成するためには、ひとり親福祉の振興・推進等の活動を実施できる能力及び県内各地で事業を展開できる組織力が不可欠である。当該団体は県内各地に支部・会員を有する唯一のひとり親福祉団体であり、親子体験活動や相談支援等の活動を長年に渡り実施してきた実績を有している。以上のことから、本業務を遂行できる委託先は、当該団体以外にはない。	
令和4年度島根県放課後児童支援員等研修事業に係る委託業務	4月1日	特定非営利活動法人 日本放課後児童指導員協会 理事長 住野 好久 岡山県岡山市北区蕃山町4-5 岡山織維会館4階	10,500,000	第167条の2第1項第2号	子ども・子育て支援課	対応可能な講師数を揃えられることに加え、ICTを利用したりモット研修を円滑に実施できること、また研修の均質性を確保する観点からも、本業務を適切に実施できるのは当該相手方しかないため。	
令和4年度放課後児童クラブ支援に係るスーパーバイザー業務(西部地域)	4月1日	高島 尊子 島根県益田市水分町21-40	単価契約	第167条の2第1項第2号	子ども・子育て支援課	児童クラブでの主任経験等を通して現場の実情やクラブの運営に精通しており、クラブへの適切な助言が期待できるなど、本業務を実施できるのは当該相手方しかないため。	単価 研修等以外20,130円 研修34,980円 予定調達総額2,751,870円
令和4年度放課後児童クラブ支援に係るスーパーバイザー業務(東部・隠岐地域①)	4月1日	高島 智 島根県松江市国屋町676-26	単価契約	第167条の2第1項第2号	子ども・子育て支援課	児童クラブでの主任経験等を通して現場の実情やクラブの運営に精通しており、クラブへの適切な助言が期待できるなど、本業務を実施できるのは当該相手方しかないため。	単価 研修等以外20,130円 研修 34,980円 予定調達総額1,627,560円
令和4年度放課後児童クラブ支援に係るスーパーバイザー業務(東部・隠岐地域②)	4月1日	江角 千絵 島根県出雲市西新町1-2451-1	単価契約	第167条の2第1項第2号	子ども・子育て支援課	児童クラブでの主任経験等を通して現場の実情やクラブの運営に精通しており、クラブへの適切な助言が期待できるなど、本業務を実施できるのは当該相手方しかないため。	単価 研修等以外20,130円 研修34,980円 予定調達総額3,171,630円
令和4年度島根県保育人材確保支援事業に係る委託業務	4月1日	株式会社アスカリエート 代表取締役 加藤秀明 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル21階	単価契約	第167条の2第1項第2号	子ども・子育て支援課	派遣保育士等の選考・確保方法が明確であり、事業を実施するに足る人員数を確保できる見込みがあることなど、本業務を適切に実施できるのは当該相手方しかないため。	単価 605円 予定調達総額5,808,000円
令和4年度島根県放課後児童クラブ人材確保支援事業に係る委託業務	4月1日	株式会社アスカリエート 代表取締役 加藤秀明 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル21階	単価契約	第167条の2第1項第2号	子ども・子育て支援課	派遣放課後児童支援員等の選考・確保方法が明確であり、事業を実施するに足る人員数を確保できる見込みがあることなど、本業務を適切に実施できるのは当該相手方しかないため。	単価 605円 予定調達総額3,630,000円

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
あいサポート運動推進事業委託	R4.4.1	社会福祉法人島根県社会福祉協議会 松江市東津田町1741-3	3,960,770	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	あいサポートメッセージを養成するための研修会を実施し、メッセージの登録・管理、あいサポーター研修会の受付、講師派遣、実施、結果報告を行うとともに小学生向け教材の作成を行うものである。 島根県社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設置され、地域福祉の推進や社会福祉事業に関する連絡調整を主たる目的とする公的な法人である。 あいサポート運動推進事業を県内で広域的に実施できる団体は、島根県社会福祉協議会しかなく、同法人を委託先とする。	
令和4年度自死予防電話相談員養成事業実施業務委託	R4.4.1	社会福祉法人島根いのちの電話 松江市東津田町1741番地3	2,450,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	同法人は、昭和54年に設立されて以来、県内で唯一の常設の電話相談機関としてボランティアの電話相談員により運営され、人生の悩みに関する相談をはじめとする様々な電話相談に応じてきており、同様の活動を行っている団体は同法人の他にないため。	
令和4年度島根県聴覚障害者情報センター運営業務委託	R4.4.1	社会福祉法人島根県社会福祉事業団 松江市東津田町1741-3	25,592,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	・社会福祉法人島根県社会福祉事業団は、長年に渡り聴覚障がい者に対する支援を行ってきた実績を有しており、聴覚障がい当事者団体や支援団体との関係性も深い。そのため、聴覚障がい者の特性及びニーズを深く把握している団体である。 ・委託事業を遂行する専門的な人材(手話通訳者、手話通訳士、ろう者)を雇用しており、適切な業務の実施、当該センターの利用者である聴覚障がい者の自立支援が可能である。 ・県が求める事業規模で事業実施ができるのは当該団体のみ。 ・これらの理由から、当該団体以外に委託事業を実施できる団体はないため。	
令和4年度島根県西部視覚障害者情報センター運営業務委託	R4.4.1	社会福祉法人島根県社会福祉事業団 松江市東津田町1741-3	31,637,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	・社会福祉法人島根県社会福祉事業団は、長年に渡り視覚障がい者に対する支援を行ってきた実績を有しており、視覚障がい当事者団体や支援団体との関係性も深い。そのため、視覚障がい者の特性及びニーズを深く把握している団体である。 ・委託事業を遂行する専門的な人材(手話通訳士、歩行訓練士)を雇用しており、適切な業務の実施、当該センターの利用者である視覚障がい者の自立支援が可能である。 ・県西部地域において、県が求める事業規模で事業実施ができるのは当該団体のみ。 ・これらの理由から、当該団体以外に委託事業を実施できる団体はないため。	
令和4年度島根県障害者社会参加推進センター運営事業委託	R4.4.1	島根県障害者社会参加推進センター 松江市東津田町1741-3	8,796,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	・障がい者の地域生活支援及び社会参加推進を業務とする本センターの運営においては、多岐に渡る障がい関係団体との調整機能が必要となる。 ・島根県社会参加推進センターは、障がい者自らによる諸種の地域生活支援及び社会参加促進関係施策を実施し、障がい者の地域における自立生活と社会参加の推進を図ることを目的として、設立された組織である。 ・また、島根県社会参加推進センターは県内で唯一の身体・知的・精神の障がい関係団体等を構成員とした組織であり、障がい種別に関係なく上記の調整を行うことができる県内唯一の団体であるため。	
令和4年度島根県地域生活支援事業業務委託	R4.4.1	島根県障害者社会参加推進センター 松江市東津田町1741-3	32,163,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	・障がい者の地域生活支援及び社会参加推進を目的として複数の事業を実施する本事業においては、多岐に渡る障がい関係団体との調整機能が必要となる。 ・島根県社会参加推進センターは、障がい者自らによる諸種の地域生活支援及び社会参加促進関係施策を実施し、障がい者の地域における自立生活と社会参加の推進を図ることを目的として、設立された組織である。 ・また、島根県社会参加推進センターは県内で唯一の身体・知的・精神の障がい関係団体等を構成員とした組織であり、障がい種別に関係なく上記の調整を行うことができる県内唯一の団体であるため。	
高次脳機能障がい者支援事業地域支援拠点業務委託	R4.4.1	医療法人青葉会 松江市上乃木5-1-8	1,083,225	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	島根県高次脳機能障がい者支援事業実施要綱第3条第2項において地域支援拠点を設置する法人として定められており、他の者では業務を実施できないため。	
高次脳機能障がい者支援事業地域支援拠点業務委託	R4.4.1	医療法人エスポール出雲クリニック 出雲市小山町361-2	1,152,722	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	島根県高次脳機能障がい者支援事業実施要綱第3条第3項において地域支援拠点を設置する法人として定められており、他の者では業務を実施できないため。	
高次脳機能障がい者圏域相談支援拠点業務委託	R4.4.1	医療法人青葉会 松江市上乃木5-1-8	1,206,700	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	当該圏域において相談支援の中心的な役割を担っており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため。	
高次脳機能障がい者圏域相談支援拠点業務委託	R4.4.1	社会福祉法人雲南広域福祉会 雲南市三刀屋町古城42-2	1,206,700	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	当該圏域において相談支援の中心的な役割を担っており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため。	
高次脳機能障がい者圏域相談支援拠点業務委託	R4.4.1	医療法人エスポール出雲クリニック 出雲市小山町361-2	1,206,700	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	当該圏域において相談支援の中心的な役割を担っており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため。	
高次脳機能障がい者圏域相談支援拠点業務委託	R4.4.1	社会福祉法人亀の子 大田市長久町長久口267-6	1,206,700	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	当該圏域において相談支援の中心的な役割を担っており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため。	
高次脳機能障がい者圏域相談支援拠点業務委託	R4.4.1	社会福祉法人島根整肢学園 江津市渡津町1926	1,206,700	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	当該圏域において相談支援の中心的な役割を担っており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため。	
高次脳機能障がい者圏域相談支援拠点業務委託	R4.4.1	社会福祉法人はびねす福祉会 益田市横田町2087-1	1,206,700	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	当該圏域において相談支援の中心的な役割を担っており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため。	
高次脳機能障がい者圏域相談支援拠点業務委託	R4.4.1	社会福祉法人わかば 隠岐郡隠岐の島町岬町の津四309-1	1,388,816	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	当該圏域において相談支援の中心的な役割を担っており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため。	
令和4年度島根県発達障害者支援センター運営委託業務	R4.4.1	社会福祉法人親和会 出雲市神西沖町2476-1	46,792,971	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は発達障害者支援法及び発達障害者支援センター運営事業等実施要綱に基づき、法第14条第1項の規定により知事が指定した法人が実施することになっており、指定法人は2法人のみであるため。	
令和4年度島根県発達障害者支援センター運営委託業務	R4.4.1	社会福祉法人いわみ福祉会 浜田市金城町七条ハ559-2	43,841,311	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は発達障害者支援法及び発達障害者支援センター運営事業等実施要綱に基づき、法第14条第1項の規定により知事が指定した法人が実施することになっており、指定法人は2法人のみであるため。	
令和4年度子どもの心の診療ネットワーク事業拠点病院相談支援体制強化事業業務	R4.4.1	島根県立こどもの医療センター 出雲市下古志町1574-4	11,665,900	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	当該病院は児童精神科等子どもの心の専門医を有し、児童思春期病棟及び専門外来を設置するなど児童思春期の精神科医療で高い評価を得ており、県内で拠点病院として活動できる医療機関は他にないため。	

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
令和4年度子ども心の診療ネットワーク事業子ども心の診療対応力向上事業業務委託	R4.4.1	国立大学法人島根大学 松江市西川津町1060	3,745,930	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	当該病院は本事業の協力病院として県内の支援体制構築に携わっており、子どもの心の診療部は子ども心の問題に対応できる小児科・精神科の専門医を有している。また、研修会を開催できる人材や事例検討会に提供可能な事例が豊富であり、本事業の目的である人材育成、小児科と精神科などの医療機関同士の連携を図ることができる唯一の機関であるため。	
令和4年度強度行動障がい(児)者処遇支援体制整備事業	R4.4.1	社会福祉法人島根県社会福祉事業団 松江市東津田町1741-3	7,643,200	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	島根県社会福祉事業団の運営する障害者支援施設光風園は、県内で唯一強度行動障がい者支援のための専用棟を有し、従前から支援に取り組み実績をあげているところであり、強度行動障がいという極めて特異な障がい態様を考慮すると、当法人以外では事業の目的を達成することが不可能なため	
令和4年度障害者支援施設等における職員派遣にかかる調整業務委託	R4.4.1	社会福祉法人島根県社会福祉事業団 松江市東津田町1741-3	1,000,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	島根県社会福祉協議会は、県内の障がい者施設の状況に精通しており、有事の際に迅速に施設間の調整を全体的に行えるのは、島根県社会福祉協議会以外にないため。	
令和4年度さざなみ学園・こくぶ学園地域療育事業	R4.4.1	社会福祉法人親和会 出雲市神西沖町2476-1	14,262,100	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	島根県立さざなみ学園の移管に関する協定(H17.10.27)3条第6号において、協定締結時に実施していた地域療育事業と同様の事業を移管後も引き続き県から委託して実施することになっており他の法人では実施できないため	
令和4年度さざなみ学園・こくぶ学園地域療育事業	R4.4.1	社会福祉法人いわみ福祉会 浜田市金城町七条ハ559-2	13,429,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	島根県立こくぶ学園の移管に関する協定(H17.10.27)3条第6号において、協定締結時に実施していた地域療育事業と同様の事業を移管後も引き続き県から委託して実施することになっており他の法人では実施できないため	
令和4年度島根県療育支援事業(松江整肢学園)	R4.4.1	社会福祉法人島根整肢学園 江津市渡津町1926	1,140,400	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	地域において療育に関する中心的な役割を担い、関係機関との連携体制も十分に備わっており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため。	
令和4年度島根県療育支援事業(島根整肢学園)	R4.4.1	社会福祉法人島根整肢学園 江津市渡津町1926	5,475,400	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	地域において療育に関する中心的な役割を担い、関係機関との連携体制も十分に備わっており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため。	
令和4年度島根県療育支援事業(あゆっこ益田)	R4.4.1	社会福祉法人島根整肢学園 江津市渡津町1926	1,861,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	地域において療育に関する中心的な役割を担い、関係機関との連携体制も十分に備わっており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため。	
ひきこもり支援地域体制整備事業 ひきこもり支援センター地域拠点業務委託	R4.4.1	社会医療法人正光会 益田市高津四丁目24-10	5,869,564	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	当該法人は、益田圏域内唯一精神科病院である松ヶ丘病院のほか、相談支援や就労支援事業所等も運営しており、関係機関との既存のつながりがある。また令和3年度より本業務を受託しており、ひきこもり支援の実績があることから、本業務の目的である関係機関との連携を図り地域で安心して相談支援を受ける体制づくりを進めることのできる唯一の機関であるため。	
令和4年度措置入院者等移送業務委託	R4.4.1	日本交通株式会社 松江市東朝日町278番地3	1,356,200	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	措置入院患者の移送は全圏域において行われ、移送区間も圏域をまたがる場合がある。このため、委託先は全圏域において営業していることが必要であり、対象企業が県内においては1社であるため。	
令和4年度精神科救急医療体制整備事業業務委託	R4.4.1	島根県立こころの医療センター 出雲市下古志町1574-4	22,067,640	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。	
令和4年度精神科救急医療体制整備事業業務委託	R4.4.1	医療法人同仁会海星病院 出雲市大津町3656番地1	1,488,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。	
令和4年度精神科救急医療体制整備事業業務委託	R4.4.1	島根県立中央病院 出雲市姫原四丁目1-1	1,512,800	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。	
令和4年度精神科救急医療体制整備事業業務委託	R4.4.1	医療法人恵和会石東病院 大田市大田町大田1860番地3	4,526,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。	
令和4年度精神科救急医療体制整備事業業務委託	R4.4.1	社会医療法人清和会西川病院 浜田市港町293番地2	4,526,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。	
令和4年度精神科救急医療体制整備事業業務委託	R4.4.1	社会医療法人正光会松ヶ丘病院 益田市高津四丁目24番地10号	4,526,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。	
令和4年度島根県障がい者虐待防止・権利擁護研修事業委託	R4.4.1	社会福祉法人島根県社会福祉協議会 松江市東津田町1741-3	1,606,900	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	研修事業の実施にあたっては、企画立案から研修講師に至るまで、社会福祉士の関わりが不可欠であり、専門の見地から県内全域の状況を把握し、全県を網羅する職能集団である島根県社会福祉士会が、本事業の委託することのできる唯一の団体であるため。	
令和4年度食品衛生法に基づく収去検査業務委託	R4.4.1	公益財団法人島根県環境保健公社 松江市古志原一丁目4番6号	単価契約	第167条の2第1項第2号	薬事衛生課	左記法人は、食品衛生法第33条により登録された検査機関で、食品中の汚染物質や貝毒、同法第13条第1項により定められた食品の成分規格など、県内の登録検査機関中で最も幅広い検査項目に対応できる体制が整っており、試験検査に関して多くの実績がある。また、松江市の本社に加え浜田支所を持ち、県内各保健所の検体を定期的に回収しており、当事業における収去食品の輸送面においても全県下をカバーする体制が整っている。食品の試験は定期的に実施する収去検査の外、食中毒等の事故発生時や違反食品の流通等、緊急に行う検査もあり、速やかに対応し試験結果を得るためには、県内に所在していることが不可欠である。さらに、委託業務に係る協議・調整を綿密に行うことや、委託業務の監査等も容易に実施することができる。以上の条件を備えた委託先は左記の者以外にない。	単価契約 予定調達総額6,032,400円
令和4年度島根県譲渡猫不妊去勢手術費用助成制度業務委託	R4.4.1	公益社団法人島根県獣医師会 松江市殿町19-1	単価契約	第167条の2第1項第2号	薬事衛生課	本業務の遂行にあたっては、県内全域の開業獣医師をカバーし、かつ参加獣医師を取りまとめることができる組織が必要である。上記法人は県内獣医師の大多数で組織されており、事業実施に必要な連絡体制が整えられている。以上の条件を備えた委託先は左記の者以外にない。	単価契約 予定調達総額1,000,000円
令和4年度島根県負傷及び収容動物診療棟委託業務	R4.4.1	公益財団法人島根県獣医師会 松江市殿町19-1	単価契約	第167条の2第1項第2号	薬事衛生課	本業務の遂行にあたっては、県内全域の開業獣医師をカバーし、かつ参加獣医師を取りまとめることができる組織が必要である。上記法人は県内獣医師の大多数で組織されており、事業実施に必要な連絡体制が整えられている。以上の条件を備えた委託先は左記の者以外にない。	単価契約 予定調達総額1,283,565円
令和4年度島根県食品衛生業務管理システム運用保守業務委託	R4.4.1	株式会社ハイエロン 広島県広島市西区草津新町1丁目21番35号	1,650,000	第167条の2第1項第2号	薬事衛生課	H29.11.28付けで左記法人と島根県食品衛生業務管理システムの開発について委託契約を締結し、H30年4月からシステムが運用されている。システムを開発した左記法人が運用保守を行うことが適切であることから、随意契約することとした。	

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
令和4年度島根県食品衛生業務管理システム改修・運用保守業務	R4.4.1	株式会社ハイエロン 広島県広島市西区草津新町1丁目21番35号	4,957,260	第167条の2第1項第2号	薬事衛生課	H29. 11. 28付けで左記法人と島根県食品衛生業務管理システムの開発について委託契約を締結し、H30年4月からシステムが運用されている。左記法人でなければシステムの改修及び運用保守ができないため、随意契約することとした。	
令和4年度献血推進員設置事業委託	R4.4.1	松江市内中原町40番地 日本赤十字社島根県支部 局長	4,094,006	第167条の2第1項第2号	薬事衛生課	献血推進員の業務は、移動採血車の配車計画に基づく各配車地域の企業団体等への協力依頼や血液不足時の緊急な献血要請を行うことなどであるが、当該業務を円滑かつ迅速に実施するためには県内の移動採血車の稼働状況や血液の在庫状況等を常時把握する必要がある。この条件を満たすことができるのは県内に血液センターを設置している日本赤十字社島根県支部以外にない。	
令和4年度食品衛生推進業務委託	R4.4.18	一般社団法人 島根県食品衛生協会 松江市大輪町414番地9	2,387,000	第167条の2第1項第2号	薬事衛生課	本業務には、県内全域での食品等事業者間のネットワークと専門的知識が不可欠であり、業務遂行に必要な体制が整えられているのは、本団体の他にはない。	
令和4年度食肉中の残留動物用医薬品検査業務委託	R4.4.22	ビューローベリタスエフイーエーシー株式会社 出雲市斐川町上直江1932番地	単価契約	第167条の2第1項第2号	薬事衛生課	左記会社は、平成18年7月に食品衛生法第33条により登録された検査機関で、食品中の残留有害物質や法第13条第1項により定められた食品の成分規格など、幅広い項目の理化学検査に対応できる体制が整っている。また、同会社は、法第26条第3項による国の命令検査やそれ以外の自主的な検査に関して多くの実績がある。 左記会社の検査施設は、大田市の食肉衛生検査所から30数kmの範囲にあり、国内の登録検査機関の中で最も同検査所に近い場所にある。このため、検体輸送が比較的容易にできるだけでなく、残留の疑いがある食肉を緊急的に検査したい場合に、他の検査機関に委託するよりも早く検査結果が得られ、迅速な措置が可能になる。また、「島根県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、県内中小企業の振興及び育成を図るためにも、県内の登録検査機関に受注機会を確保する必要がある。 以上の条件を備えた委託先は左記会社以外にない。	単価契約 予定調達総額：1,837,000円
令和4年度島根県肝炎ウイルス検査業務の委託契約	R4.4.1	一般社団法人島根県医師会 会長 森本紀彦 松江市袖師町1番31号	単価契約	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	本事業の委託業務は「肝炎ウイルス検査」という専門的な業務であり、受検者の検査後のフォローアップが必要であることから、日頃から肝炎ウイルス検査を行う専門的な医療機関でなければ遂行が難しい。 これに加え、実施にあたっては、多くの専門的医療機関が所属する団体を代理人として検査業務を一括委託し、当該団体が有する事務局機能により請求の審査・検査委託料の支払業務を行うことで、事業を円滑・効率的に実施する必要がある。これらの条件を満たす団体は一般社団法人島根県医師会を以てほかにない。	単価契約 単価：コーディネーター在籍(基本型(核酸増幅検査不要)¥8,270、基本型(核酸増幅検査実施)¥14,010、C型のみ(核酸増幅検査不要)¥7,390、C型のみ(核酸増幅検査実施)¥13,130、B型のみ¥7,220) コーディネーター不在(基本型(核酸増幅検査不要)¥5,910、基本型(核酸増幅検査実施)¥10,280、C型のみ(核酸増幅検査不要)¥5,030、C型のみ(核酸増幅検査実施)¥9,400、B型のみ¥4,860) 執行予定額：6,049,926円
令和4年度島根県風しん抗体検査業務の委託契約	R4.4.1	一般社団法人島根県医師会 会長 森本紀彦 松江市袖師町1番31号	単価契約	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	本事業の委託業務は「風しん抗体検査」という専門的な業務であり、受検者の検査後のフォローアップが必要な業務であることから、日頃から風しん抗体検査を行う専門的な医療機関でなければ遂行が難しい。 これに加え、実施にあたっては、多くの専門的医療機関が所属する団体を代理人として検査業務を一括委託し、当該団体が有する事務局機能により請求の審査・検査委託料の支払業務を行うことで、事業を円滑・効率的に実施する必要がある。これらの条件を満たす団体は一般社団法人島根県医師会を以てほかにない。	単価：4,037円(税込み) 執行予定額：2,877,864円
令和4年度新型コロナウイルス検査業務の委託について	R4.4.1	株式会社R0 鳥取県米子市加茂町二丁目218番地	単価契約	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	新型コロナウイルスに係るPCR検査を実施し、山陰に検査施設を有している民間企業は当該企業のみである。臨床現場の発熱患者対応の一助となるべく、可能な限り当日に結果判定することとしており、当県が委託契約をするニーズと合致しているため。 同検査センターは、新型コロナウイルスが含まれる恐れのある検体を適切に取り扱うことができる数少ない施設である。また、松江市及び安来市で陽性が判明した場合の幅広検査において、検体採取及び検査施設への持ち込み等の実働は松江市と島根県が共同設置している松江保健所が担っているところであるが、既に松江市の幅広検査分は松江市と同検査センターが業務委託を締結している。これに併せて、安来市の幅広検査分も同検査センターと契約する必要があるため。	単価契約 PCR検査：11,500円 執行予定額：29,700,000円
令和4年度新型コロナウイルス検査業務の委託について	R4.4.1	一般社団法人 松江市医師会附属臨床検査センター 松江市西嫁島2丁目2番23号	単価契約	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	全国的に新型コロナウイルスが流行しているため、民間検査団体へ検査依頼の集中が予測されることから、受託不可リスクを最小限に抑えるため一定規模以上の民間検査団体と契約する必要がある。 入札により単価最優先で小規模民間検査団体と契約した場合、当県からの検査委託時に検査能力超過による受託不可の可能性が少なくないため、これらの条件を満たす団体は当該検査機関を以てほかにない。	単価契約 抗原検査：4,900円 執行予定額：2,887,500円
令和4年度新型コロナウイルス検査業務の委託について	R4.4.1	株式会社エスアールエル 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号	単価契約	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	入札により単価最優先で小規模民間検査団体と契約した場合、当県からの検査委託時に検査能力超過による受託不可の可能性が少なくないため、これらの条件を満たす団体は当該検査機関を以てほかにない。	単価契約 抗原検査：5,450円 PCR検査：9,000円 執行予定額：17,902,500円
令和4年度新型コロナウイルス感染症に係る変異株スクリーニング検査実施業務の委託について	R4.4.1	株式会社R0 鳥取県米子市加茂町二丁目218番地	単価契約	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	新型コロナウイルスに係る変異株スクリーニング検査を実施し、山陰に検査施設を有している民間企業は当該企業のみである。臨床現場の発熱患者対応の一助となるべく、可能な限り当日に結果判定することとしており、当県が委託契約をするニーズと合致しているため。	単価契約 PCR検査：11,500円 執行予定額：1,782,000円
新型コロナウイルス感染症軽症者宿泊療養施設支援業務委託	R4.4.1	株式会社日本旅行TiS松江支店 松江市朝日町472-2	6,559,800	第167条の2第1項第5号	感染症対策室	県が実施するワクチン接種で人員派遣を行っており、また他県で同様の業務の受託実績も有り、東部と西部に協力店が有り即時の対応がしやすいといった、職員の配置に必要な体制が整っており、緊急速やかに人員の管理・調整を進められるのが今回の相手方のみであったため。	第167条の2第1項第2号も該当
島根県新型コロナウイルス感染症入院患者状況管理システム運用保守業務委託契約	R4.4.1	株式会社コミクリ 東京都三鷹市下連雀3-3816 スマートパーク三鷹	1,230,900	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	本業務委託は現在稼働している「島根県新型コロナウイルス感染症入院患者状況管理システム」の利用にあたり、システム利用に際しての問い合わせ対応、システムの機能調整並びにシステムアップデートに伴う改修対応を行うことを主としており、当該業務を適切に実施可能な契約の相手方は本システムを開発した本社以外にないため。	

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
令和4年度新型コロナウイルス検査業務の委託契約について	R4.4.1	独立行政法人国立病院機構浜田医療センター 浜田市浅井町777番地12	単価契約	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	新型コロナウイルス検査を実施する施設は、新型コロナウイルスが含まれる恐れのある検体を適切に取り扱うことができる設備を有する必要があるが、当該医療機関は当該地域において、仕様条件を満たし、適切に業務を実施できる唯一の医療機関であるため。	単価契約 単価:TRC検査 ¥15,000 執行予定額:1,980,000円
令和4年度新型コロナウイルス検査業務の委託契約について	R4.4.1	町立奥出雲病院 仁多郡奥出雲町三成1622-1	単価契約	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	新型コロナウイルス検査を実施する施設は、新型コロナウイルスが含まれる恐れのある検体を適切に取り扱うことができる設備を有する必要があるが、当該医療機関は当該地域において、仕様条件を満たし、適切に業務を実施できる唯一の医療機関であるため。	単価契約 単価:PCR検査 ¥13,900、 抗原定量検査 ¥12,300 執行予定額:5,000,160円
令和4年度新型コロナウイルス検査業務の委託契約について	R4.4.1	邑智郡公立病院組合公立邑智病院 邑智郡邑南町中野3848番地2	単価契約	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	新型コロナウイルス検査を実施する施設は、新型コロナウイルスが含まれる恐れのある検体を適切に取り扱うことができる設備を有する必要があるが、当該医療機関は当該地域において、仕様条件を満たし、適切に業務を実施できる唯一の医療機関であるため。	単価契約 単価:PCR検査(検体採取のみ) ¥6,743、PCR検査 ¥16,533 執行予定額:15,307,512円
令和4年度新型コロナウイルス検査業務の委託契約について	R4.4.1	社会医療法人清和会西川病院 浜田市港町293番地2	単価契約	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	新型コロナウイルス検査を実施する施設は、新型コロナウイルスが含まれる恐れのある検体を適切に取り扱うことができる設備を有する必要があるが、当該医療機関は当該地域において、仕様条件を満たし、適切に業務を実施できる唯一の医療機関であるため。	単価契約 単価:PCR検査 ¥16,555 執行予定額:604,032円
令和4年度新型コロナウイルス検査業務の委託契約について	R4.4.1	社会医療法人石州会 鹿足郡吉賀町六日市368番地4	単価契約	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	新型コロナウイルス検査を実施する施設は、新型コロナウイルスが含まれる恐れのある検体を適切に取り扱うことができる設備を有する必要があるが、当該医療機関は当該地域において、仕様条件を満たし、適切に業務を実施できる唯一の医療機関であるため。	単価契約 単価:PCR検査(検体採取あり) ¥20,350、PCR検査(検体採取なし) ¥11,550、 検体採取業務 ¥5,720 執行予定額:2,312,772円
令和4年度新型コロナウイルス検査業務の委託契約について	R4.4.1	医療法人石見クリニック 益田市駅前町7-1	単価契約	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	新型コロナウイルス検査を実施する施設は、新型コロナウイルスが含まれる恐れのある検体を適切に取り扱うことができる設備を有する必要があるが、当該医療機関は当該地域において、仕様条件を満たし、適切に業務を実施できる唯一の医療機関であるため。	単価契約 単価:PCR検査 ¥12,210 執行予定額:1,510,080円
令和4年度新型コロナウイルス検査業務の委託契約について	R4.4.1	益田赤十字病院 益田市乙吉町1103-1	単価契約	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	新型コロナウイルス検査を実施する施設は、新型コロナウイルスが含まれる恐れのある検体を適切に取り扱うことができる設備を有する必要があるが、当該医療機関は当該地域において、仕様条件を満たし、適切に業務を実施できる唯一の医療機関であるため。	単価契約 単価:PCR検査 ¥8,000、 PCR検査(検体採取込み) ¥20,155円、LAMP検査 ¥4,149、LAMP(検体採取込み) ¥16,304、抗原定量検査 ¥4,500、抗原定量検査(検体採取込み) ¥16,500 執行予定額:19,747,442円
令和4年度新型コロナウイルス検査業務の委託契約について	R4.4.1	島根県立中央病院 出雲市姫原4丁目1-1	単価契約	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	新型コロナウイルス検査を実施する施設は、新型コロナウイルスが含まれる恐れのある検体を適切に取り扱うことができる設備を有する必要があるが、当該医療機関は当該地域において、仕様条件を満たし、適切に業務を実施できる唯一の医療機関であるため。	単価契約 単価:PCR検査 ¥9,350、検体採取 ¥6,523 執行予定額:29,168,040円
令和4年度新型コロナウイルス検査業務の委託契約について	R4.4.1	国立大学法人島根大学 松江市西川津町1060	単価契約	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	新型コロナウイルス検査を実施する施設は、新型コロナウイルスが含まれる恐れのある検体を適切に取り扱うことができる設備を有する必要があるが、当該医療機関は当該地域において、仕様条件を満たし、適切に業務を実施できる唯一の医療機関であるため。	単価契約 単価:PCR検査 ¥7,700、抗原定量検査 ¥6,160 執行予定額:3,879,480円
令和4年度新型コロナウイルス検査業務の委託契約について	R4.4.1	飯南町立飯南病院 飯石郡飯南町下赤名880番地	単価契約	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	新型コロナウイルス検査を実施する施設は、新型コロナウイルスが含まれる恐れのある検体を適切に取り扱うことができる設備を有する必要があるが、当該医療機関は当該地域において、仕様条件を満たし、適切に業務を実施できる唯一の医療機関であるため。	単価契約 単価:PCR検査 ¥19,063 執行予定額:1,510,080円
令和4年度新型コロナウイルス検査業務の委託契約について	R4.4.1	医療法人陶朋会平成記念病院 雲南市三刀屋町三刀屋1294-1	単価契約	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	新型コロナウイルス検査を実施する施設は、新型コロナウイルスが含まれる恐れのある検体を適切に取り扱うことができる設備を有する必要があるが、当該医療機関は当該地域において、仕様条件を満たし、適切に業務を実施できる唯一の医療機関であるため。	単価契約 単価:PCR検査(検体採取なし) ¥16,500、PCR検査(検体採取あり) ¥23,650 執行予定額:4,013,460円
令和4年度新型コロナウイルス検査業務の委託契約について	R4.4.1	隠岐広域連合立隠岐島前病院 隠岐郡西ノ島町大字美田2071-1	単価契約	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	新型コロナウイルス検査を実施する施設は、新型コロナウイルスが含まれる恐れのある検体を適切に取り扱うことができる設備を有する必要があるが、当該医療機関は当該地域において、仕様条件を満たし、適切に業務を実施できる唯一の医療機関であるため。	単価契約 単価:PCR検査 ¥16,500 執行予定額:3,020,160円
令和4年度新型コロナウイルス検査業務の委託契約について	R4.4.1	公益社団法人益田市医師会立益田地域医療センター医師会病院 益田市遠田町1917番地2	単価契約	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	新型コロナウイルス検査を実施する施設は、新型コロナウイルスが含まれる恐れのある検体を適切に取り扱うことができる設備を有する必要があるが、当該医療機関は当該地域において、仕様条件を満たし、適切に業務を実施できる唯一の医療機関であるため。	単価契約 単価:抗原定量検査(検体採取含まない) ¥7,738、抗原定量検査(検体採取含む) ¥14,234 執行予定額:5,722,200円
令和4年度新型コロナウイルス検査業務の委託契約について	R4.4.1	海士町国民健康保険海士診療所 隠岐郡海士町大字海士1466	単価契約	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	新型コロナウイルス検査を実施する施設は、新型コロナウイルスが含まれる恐れのある検体を適切に取り扱うことができる設備を有する必要があるが、当該医療機関は当該地域において、仕様条件を満たし、適切に業務を実施できる唯一の医療機関であるため。	単価契約 単価:PCR検査(検体採取あり) ¥16,093、PCR検査(検体採取なし) ¥12,518 執行予定額:1,303,368円
令和4年度新型コロナウイルス検査業務の委託契約について	R4.4.1	雲南市立病院 雲南市大東町飯田96-1	単価契約	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	新型コロナウイルス検査を実施する施設は、新型コロナウイルスが含まれる恐れのある検体を適切に取り扱うことができる設備を有する必要があるが、当該医療機関は当該地域において、仕様条件を満たし、適切に業務を実施できる唯一の医療機関であるため。	単価契約 単価:PCR検査 ¥10,065、 抗原定量検査 ¥8,459 執行予定額:8,020,320円

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
令和4年度新型コロナウイルス検査業務の委託契約について	R4.4.1	医療法人徳洲会出雲徳洲会病院 出雲市斐川町直江3964-1	単価契約	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	新型コロナウイルス検査を実施する施設は、新型コロナウイルスが含まれる恐れのある検体を適切に取り扱うことができる設備を有する必要があるが、当該医療機関は当該地域において、仕様条件を満たし、適切に業務を実施できる唯一の医療機関であるため。	契約単価 単価:PCR検査 ¥12,826、 LAMP検査 ¥12,826、検体 採取業務 ¥1,650 執行予定額:27,388,152円
令和4年度新型コロナウイルス検査業務の委託契約について	R4.4.1	隠岐広域連合隠岐病院 隠岐郡隠岐の島町都万2016番地	単価契約	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	新型コロナウイルス検査を実施する施設は、新型コロナウイルスが含まれる恐れのある検体を適切に取り扱うことができる設備を有する必要があるが、当該医療機関は当該地域において、仕様条件を満たし、適切に業務を実施できる唯一の医療機関であるため。	契約単価 単価:TRC検査 ¥14,000 執行予定額:5,544,000円
令和4年度新型コロナウイルス検査業務の委託契約について	R4.4.1	公益財団法人島根県環境保健公社 松江市古志原1丁目4番6号	単価契約	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	新型コロナウイルス検査を実施する施設は、新型コロナウイルスが含まれる恐れのある検体を適切に取り扱うことができる設備を有する必要があるが、当該医療機関は当該地域において、仕様条件を満たし、適切に業務を実施できる唯一の医療機関であるため。	契約単価 単価:PCR検査 ¥16,500、 抗原定量検査 ¥11,000 執行予定額:27,720,000円
令和4年度新型コロナウイルス検査業務の委託契約について	R4.4.1	出雲市立総合医療センター 出雲市瀬分町613	単価契約	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	新型コロナウイルス検査を実施する施設は、新型コロナウイルスが含まれる恐れのある検体を適切に取り扱うことができる設備を有する必要があるが、当該医療機関は当該地域において、仕様条件を満たし、適切に業務を実施できる唯一の医療機関であるため。	契約単価 単価:PCR検査(検体採取あり) ¥16,533、PCR検査 (検体採取なし) ¥7,700、検 体採取(検体検査なし) ¥6,468 執行予定額:4,220,172円
令和4年度新型コロナウイルス感染症患者に係る遠隔多言語医療通訳業務	R4.4.1	メディアフォン株式会社 東京都港区赤坂6丁目14-2赤坂倉橋ビル3F	単価契約	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	新型コロナウイルス感染者のうち日本語を話すことができない場合、言語障壁による情報格差が生じる恐れがある。すべての感染者に対して必要な情報提供及び意思疎通を行うためには多言語に対応できるサービスが必要である。30言語に対応し、他自治体との契約実績のある本事業者しか適当な業者が存在しないため。	契約単価 運営費:¥385,000 通訳料:¥13,200(1件20分 まで) 超過料金:2,970円(5分毎) 執行予定額:2,970,000円
令和4年度新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に係る医学管理業務	R4.4.1	一般社団法人島根県医師会 会長 森本紀彦 松江市袖師町1番31号	単価契約	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	本委託業務は新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対して医学的なサポートを行う業務である。実施期間は地域の各医療機関であるが、事務の煩雑さを防ぐため、集合契約を行っている。本事業者は多くの医療機関を会員としている組織であり、県内の各医療機関とも密接である。各医療機関が実施する委任契約に係る事務を担う事業者は本事業者しかいないため。	契約単価 22,000円(受け持ち患者1名 あたり) 執行予定額:39,600,000円
令和4年度新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に係る健康管理業務	R4.4.1	別紙実施機関一覧表のとおり	単価契約	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	本委託業務は新型コロナウイルス感染症の自宅療養者が安心して生活するために健康観察や夜間オンコール対応を行う業務である。体調の急変時や主治医との連携などを考慮すると訪問看護ステーションや看護職の在籍する医療機関等以外に適当な事業者が存在しないため。	契約単価 健康観察:7,700円(1人1日 あたり) 夜間オンコール:28,600円 (1日あたり) 執行予定額:65,340,000円
新型コロナウイルス感染症の軽症者・無症状者の宿泊療養施設に従事する看護職員の確保業務	R4.4.1	公益社団法人 島根県看護協会 島根県松江市袖師町7-11	3,488,600	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	宿泊療養施設に勤務する看護職員の確保については、県内各病院と派遣に関する委託契約を行っている。実際の稼働にあたっては、各病院の看護管理者との調整が必要であり、看護協会は県内の看護職が加入する唯一の団体であるため実施可能である。	
新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養における健康管理業務の委託	R4.4.1	一般社団法人島根県医師会 松江市袖師町1番31号	1,694,787	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	委託業務の内容は、医師による24時間オンコール対応であるため、長期間に多数の医師を確保する必要がある。会員が医師のみで構成される一般社団法人島根県医師会が委託先として唯一実現可能であるため。	
新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養における宿泊者へ提供する食事について	R4.4.1	合資会社一文字家 松江市平成町182番地19	単価契約	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	宿泊療養施設(しまね宿泊療養施設)周辺の店舗等で、1日3食を配達により提供することができる事業者が契約の相手先以外ないため。	単価契約(税抜) ・朝食:556円 ・昼食:741円 ・夕食:926円 執行予定額:2,953,033円 (税込)
新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養における宿泊者へ提供する食事について	R4.4.1	浅利観光株式会社 江津市浅利町72番地	単価契約	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	宿泊療養施設(県立少年自然の家)周辺の店舗等で、1日3食を配達により提供することができる事業者が契約の相手先以外ないため。	単価契約(税抜) ・朝食:556円 ・昼食:741円 ・夕食:926円 執行予定額:1,728,604円 (税込)
新型コロナウイルス感染症無症状者等の宿泊療養施設用寝具類の売買について(しまね宿泊療養施設)	R4.4.1	株式会社岩多屋 浜田市浅井町87-2	単価契約	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	しまね宿泊療養施設での寝具類については、株式会社岩多屋から賃借し設置しているが、宿泊療養者が使用した寝具類については、県で購入するため。	単価契約(税抜) ・防災掛布団:6,500円 ・防災敷布団:8,300円 ・敷布団用マットレス: 5,200円 ・防炎毛布:3,600円 ・防炎枕:2,000円 ・掛けカバー:2,900円 ・シーツ:1,750円 ・枕カバー:420円 ・布団袋:480円 執行予定額:9,752,600円 (税込)

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
新型コロナウイルス感染症の軽症者の宿泊療養のために使用する寝具類の購入について(少年自然の家)	R4.4.1	株式会社岩多屋 浜田市浅井町87-2	単価契約	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	県立少年自然の家で通常使用する寝具類については株式会社岩多屋が設置しているが、その寝具類を宿泊療養者が使用した場合には、県で購入するため。	単価契約(税抜) ・肌掛け布団:5,500円 ・毛布:2,000円 ・敷き布団:6,500円 ・枕:1,500円 ・シーツ:2,300円 ・枕カバー:700円 執行予定額:1,722,600円(税込)
宿泊療養施設(しまね宿泊療養施設)における産業廃棄物の収集運搬及び処分業務の委託契約	R4.4.1	アースサポート株式会社 松江市八幡町882-2	単価契約	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	宿泊療養施設から排出される廃棄物は感染性廃棄物に準じて処分するが、島根県東部では感染性廃棄物を収集運搬から処分を一貫してできるのは契約の相手先のみであるため。	単価契約(税抜) ・収集運搬費 10,000円 ・4トンコンテナ設置・交換・撤去・収集 10,000円 ・プラスチック専用容器50リットル 1,500円 ・処分費50リットル容器 1,900円 ・プラスチック専用容器20リットル 1,000円 ・処分費20リットル容器 1,200円 ・布団用100リットルポリ袋 60枚入 18,000円 ・処分費布団用100リットルポリ袋(2枚重ね) 3,000円 ・マニフェスト代 24円 執行予定額:2,527,017円(税込)
宿泊療養施設(少年自然の家)における産業廃棄物の収集運搬及び処分業務の委託契約	R4.4.1	有限会社浜田浄化センター 浜田市原井町957番地	単価契約	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	宿泊療養施設から排出される廃棄物は感染性廃棄物に準じて処分するが、島根県西部では感染性廃棄物を収集運搬から処分を一貫してできるのは契約の相手先のみであるため。	単価契約(税抜) ・収集運搬費 15,000円 ・プラスチック専用容器50リットル 800円 ・100リットルポリ袋(3箱) 27,000円 ・処分費50リットル容器 1,100円 ・処理費ポリ袋 1,800円 ・マニフェスト代 40円 執行予定額:1,574,628円(税込)
新型コロナウイルス感染症患者等搬送用リース車両 7台	R4.4.1	(株)トヨタレンタリース島根 松江市朝日町67-3 代表取締役 野々村 健造	11,022,000	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	新型コロナウイルス感染症患者等を医療機関等へ搬送するため、令和3年度以前に配備した感染防止対策が施された車両を継続して確保する必要がある。感染状況が収まらない中、新たな業者選定等を行う猶予はなく、令和3年度に契約している車両を継続して使用することから、契約可能な唯一の相手方である。	
新型コロナウイルス感染症患者等搬送用レンタル車両 4台	R4.4.1	(株)トヨタレンタリース島根 松江市朝日町67-3 代表取締役 野々村 健造	8,043,600	第167条の2第1項第2号	感染症対策室	新型コロナウイルス感染症患者等を医療機関等へ搬送するため、令和3年度以前に配備した感染防止対策が施された車両を継続して確保する必要がある。感染状況が収まらない中、新たな業者選定等を行う猶予はなく、令和3年度に契約している車両を継続して使用することから、契約可能な唯一の相手方である。	
全自動核酸抽出システムの購入	R4.4.1	株式会社宮田薬品 松江市西津田1丁目5番29号	4,554,000	第167条の2第1項第5号	感染症対策室	新型コロナウイルス感染症が拡大する中、更なる感染急拡大に備え、検査体制を急ぎ強化する必要がある。緊急性を鑑みると、昨年度同機種を納めた業者であり、浜田保健所検査室での機器設置から運用状況等全てを把握しており、納期内に確実に対応できる唯一の業者であるため。	
新型コロナウイルス感染症に係る行政検査検体採取等実施業務委託	R4.4.25	株式会社エブリプラン 松江市北陵町46番地6	1,980,596	第167条の2第1項第5号	感染症対策室	県内では、連日100人を超える感染者が確認されており、保健所における検査等業務が急増し、検査範囲の縮小などの影響が出ているため、早急に検査体制の強化が必要であるが、実施の緊急性を鑑みると、同種の業務実績を有する当該業者のほかには、本業務を早急にかつ確実に実施できる業者がいないため。	

No.	法人名	法人住所	法人代表者役職	法人代表者名	事業所名
1	医療法人古沢整形外科医院	鳥根県松江市上乃木7丁目6-1	理事長	古沢 正治	訪問看護・介護ステーション すずらん
2	医療法人財団仁会 訪問看護ステーションいつくしみ	鳥根県松江市鹿島町名分243-1	理事長	山崎 悟	訪問看護ステーション いつくしみ
3	医療法人同仁会	鳥根県松江市宍道町白石129-1	理事長	櫻井 照久	訪問看護ステーション 友喜
4	一般社団法人安来市医師会	鳥根県安来市今津町563番地1	会長	杉原 整	安来市医師会訪問看護ステーション
5	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	代表取締役	森 信介	ニチイケアセンター松江 訪問看護ステーション
6	株式会社まそら	鳥根県松江市南田町8-26	代表取締役	鈴木 まゆみ	ナースステーション うさぎ
7	株式会社シニアリビング・ネクスト	鳥取県米子市安倍200番地1	代表取締役	藤山 勝巳	こころね訪問看護ステーション渡橋町 こころね訪問看護ステーション今市町 こころね訪問看護ステーション嫁島町 こころね訪問看護ステーション春日町
8	株式会社ライブリー	鳥根県松江市学園二丁目26番8号	代表取締役	加藤 勇	ケアーズ訪問看護リハビリステーション松江
9	株式会社花みずきナースステーション	鳥根県松江市国屋町322-8	代表取締役	高橋 京子	株式会社 花みずきナースステーション
10	株式会社松江にゅーよく	鳥根県松江市西川津町2674-5	代表取締役	竹谷 生	訪問看護ステーション めぐる
11	公益社団法人鳥根県看護協会	鳥根県松江市袖師町7-11	会長	秦 美恵子	鳥根県看護協会 訪問看護ステーション いずも 鳥根県看護協会 訪問看護ステーション おおだ 鳥根県看護協会 訪問看護ステーションそよかぜの丘 鳥根県看護協会 訪問看護ステーション やすらぎ
12	合同会社訪問看護ステーション幸	鳥根県松江市上本庄町555番地1	代表社員	山田 知佐	訪問看護ステーション幸
13	社会医療法人昌林会	鳥根県安来市安来町899-1	理事長	杉原 建	安来訪問看護ステーション
14	社会福祉法人しらゆり会	鳥根県松江市矢田町534-8	理事長	国頭 正治	訪問看護ステーション 暖心
15	社会福祉法人みずうみ	鳥根県松江市法吉町629-2	理事長	岩本 雅之	法吉訪問看護ステーション
16	社会福祉法人隠岐共生学園	鳥根県隠岐郡隠岐の島町栄町1088番地	理事長	名越 彰	静和園訪問看護ステーション
17	松江保健生活協同組合	鳥根県松江市西津田8-8-10	理事長	大田 誠	生協のぞみ訪問看護ステーション
18	特定非営利活動法人総合ケアセンターのぎ	鳥根県安来市実松町98番地1	理事長	大江 範江	訪問看護ステーションのぎ
19	有限会社KCサポート	鳥根県松江市西川津町3278-30	代表取締役	小松 和久	訪問看護ステーション くるみ
20	雲南市立病院	鳥根県雲南市大東町飯田96番地1	雲南市病院事業管理者	大谷 順	指定訪問看護ステーション うんなん
21	株式会社 Community Care	鳥根県雲南市三刀屋町三刀屋1065-1	代表取締役	中澤 ちひろ	訪問看護ステーション コミケア
22	株式会社さくら長寿会	鳥根県雲南市大東町飯田92番地1	代表取締役	野津 和人	なごみ訪問看護ステーション
23	社会福祉法人よした福祉会	鳥根県雲南市吉田町深野84番地6	理事長	藤原 伸二	とちのみ
24	ひかわ医療生活協同組合	鳥根県出雲市斐川町直江4883番地1	代表理事	金森 隆	ひかわ生協訪問看護ステーション チューリップ
25	医療法人沖繩徳洲会	鳥根県出雲市斐川町直江3964-1	理事長	安富祖 久明	出雲徳洲会 訪問看護ステーション
26	一般社団法人出雲医師会	鳥根県出雲市塩冶有原町2-19-3	会長	堀江 卓史	斐川訪問看護ステーション さくら
27	合同会社クオリティ・オブ・ライフ	鳥根県出雲市天神町115番地2	代表社員	宮崎 真美	こころ訪問看護ステーション
28	社会福祉法人さつき会	鳥根県出雲市大社町杵築西1643番地2	理事長	中島 孝晃	いなさ園訪問看護ステーション
29	出雲市立総合医療センター	鳥根県出雲市瀬分町613	出雲市病院事業管理者	杉山 章	出雲市立総合医療センター 訪問看護ステーション
30	特定非営利活動法人訪問看護ステーションほほえみ	鳥根県出雲市平田町911-5	理事長	佐々木 哲也	特定非営利活動法人 訪問看護ステーションほほえみ
31	特定非営利活動法人訪問看護ステーション愛	鳥根県出雲市国富町1015番地	理事長	徳島 加奈子	特定非営利活動法人訪問看護ステーション 愛
32	有限会社セントラルビル	鳥根県出雲市今市町717番地	代表取締役	浅津 嘉啓	クレド訪問看護リハビリステーション
33	テライ・メディカルサポート株式会社	鳥根県浜田市三隅町三隅382-1	代表取締役	程塚 麻実子	ナースステーション 心の里 はるにれ
34	株式会社SKカンパニー	鳥根県浜田市治和町ハ49番地2	代表取締役	森原 昌一郎	ナースステーション いろは
35	合同会社MoreLiberty 訪問看護ステーション言の葉・ことのは	鳥根県浜田市殿町62-5	代表社員	福井 宏枝	訪問看護ステーション言の葉・ことのは
36	社会医療法人清和会	鳥根県浜田市港町293番地2	理事長	西川 輝男	訪問看護ステーション 浜田
37	社会福祉法人恩賜財団鳥根県済生会 高砂訪問看護ステーション	鳥根県津江市津町1110番地15	所長	田中 有佳理	高砂訪問看護ステーション
38	有限会社ホットケアセンター	鳥根県浜田市熱田町705番地1	代表取締役	山根 優子	訪問看護ステーション ほっと
39	益田赤十字病院	鳥根県益田市乙吉町イ103-1	院長	木谷 光博	益田赤十字病院
40	株式会社恵風	鳥根県益田市下本郷町221番地20	代表取締役	青木 佐恵美	訪問看護ステーション 恵風
41	医療法人橋井堂	鳥根県鹿足郡津和野町森村口141	理事長	三輪 茂之	訪問看護ステーション せきせい
42	有限会社高村	鳥根県浜田市三隅町古市場1402-2	代表取締役	高村 睦代	輝らのさんぽ道 訪問看護ステーション
43	医療法人徳祐会	鳥根県邑智郡邑南町山田33番地6	理事長	三上 厳信	訪問看護ステーション さくら会
44	株式会社ラシック	鳥根県大田市久手町刺鹿1376番地2	代表取締役	大谷 陽子	訪問看護ステーション ラシック
45	社会医療法人仁寿会	鳥根県邑智郡川本町川本383-1	理事長	加藤 節司	訪問看護ステーション ながひさ 訪問看護ステーション かむもと
46	社会福祉法人邑南町社会福祉協議会 邑南社協訪問看護事業所	鳥根県邑智郡邑南町中野3848番地2	会長	日野原 哲夫	邑南社協訪問看護事業所
47	医療法人恵和会	鳥根県大田市大田町大田イ860-3	理事長	橋 紀之	訪問看護ステーション めぐみ
48	大田市立病院	鳥根県大田市大田町吉永1428番地3	大田市病院事業管理者	西尾 祐二	大田市立病院訪問看護ステーション
49	合同会社碧	鳥根県大田市三瓶町池田683	代表社員	大谷 艶子	訪問看護ステーション 碧
50	社会福祉法人吾郷会	鳥根県邑智郡美郷町滝原167-1	理事長	六路 敏夫	訪問看護ステーション おおち
51	株式会社浜野屋	鳥根県津江市都野津町2372-6	代表取締役	岡田 智子	訪問看護ステーション すまいる
52	株式会社MASA商事	鳥根県浜田市田町1466-1	代表取締役	吉田 一也	なのはな訪問看護ステーション
53	隠岐の島町	鳥根県隠岐郡隠岐の島町下西78番地2	隠岐の島町長	池田 高世緯	隠岐の島町訪問看護ステーション 「かがやき」 隠岐の島町国民健康保険郡万診療所 隠岐の島町国民健康保険中村診療所 隠岐の島町布施へき地診療所 隠岐の島町国民健康保険五箇診療所
54	おちハートクリニック	鳥根県益田市高津8丁目5-2	院長	越智 弘	おちハートクリニック
55	医療法人 津田医院	鳥根県益田市津田町1268-5	理事長	狩野 卓夫	医療法人 津田医院
56	神崎内科	鳥根県益田市幸町4-49	院長	神崎 清	神崎内科
57	医療法人 黒田医院	鳥根県益田市須子町10番27号	理事長	黒田 聡	医療法人 黒田医院
58	医療法人順生会 すみかわクリニック	鳥根県益田市東町2番9号	理事長	澄川 学	医療法人順生会 すみかわクリニック
59	たかせ内科	鳥根県益田市かもしま東町9番地6	院長	高瀬 裕史	たかせ内科
60	医療法人 共生会 なかしまクリニック	鳥根県益田市横田町2532番地	理事長	中島 良光	医療法人 共生会 なかしまクリニック
61	中村医院	鳥根県益田市匹見町匹見イ1309	院長	中村 文春	中村医院
62	医療法人たいじん堂 松本医院	鳥根県益田市横田町429番地23	理事長	松本 祐二	医療法人たいじん堂 松本医院
63	医療法人 石見クリニック	鳥根県益田市駅前町7番1号	理事長	山野井 彰	医療法人社団石見クリニック
64	村野医院	鳥根県益田市下本郷町61-1	院長	村野 健兒	村野医院
65	まついクリニック	鳥根県益田市高津六丁目14番1号	院長	松井 孝夫	まついクリニック
66	医療法人くろたに内科クリニック	鳥根県益田市久城町912番地1	理事長	黒谷 浩史	医療法人くろたに内科クリニック
67	斧山医院	鳥根県益田市あけぼの西町16番地4	院長	斧山 英二	斧山医院
68	津和野共存病院	鳥根県鹿足郡津和野町森村口141	院長	三輪 茂之	津和野共存病院
69	栗栖医院	鳥根県鹿足郡吉賀町柿木312番1	院長	栗栖 貴夫	栗栖医院
70	医療法人 小笠原	鳥根県鹿足郡吉賀町柿木640-1	理事長	小笠原 康二	医療法人 小笠原 つわぶき医院
71	医療法人社団松浦 松浦内科胃腸科	鳥根県鹿足郡吉賀町六日市795	理事長	松浦 寿二郎	医療法人社団松浦 松浦内科胃腸科
72	社会医療法人 石州会	鳥根県鹿足郡吉賀町六日市368番地4	理事長	谷浦 博之	六日市病院
73	中島こどもクリニック	鳥根県益田市高津2丁目32番10号	院長	中島 匡博	中島こどもクリニック
74	医療法人あすか あすかクリニック	鳥根県益田市乙吉町口33	理事長	井上 貴雄	医療法人あすか あすかクリニック
75	町立奥出雲病院	鳥根県仁多郡奥出雲町三成1622-1	院長	鈴木 賢二	町立奥出雲病院
76	飯南病院	鳥根県飯石郡飯南町頓原2060	飯南町長	塚原 隆昭	飯南病院
77	医療法人社団 福田医院	鳥根県大田市波根町2028番地	理事長	福田 一雄	医療法人社団 福田医院
78	邑智郡公立病院組合公立邑智病院	鳥根県邑智郡邑南町中野3848番地2	管理者	石橋 良治	邑智郡公立病院組合公立邑智病院
79	鳥根県立中央病院	鳥根県出雲市姫原四丁目1-1	病院長	小阪 真二	鳥根県立中央病院
80	海士町国民健康 海士診療所	鳥根県隠岐郡海士町大字海士1466	海士町長	大江 和彦	海士町国民健康 海士診療所
81	隠岐広域連立 隠岐島前病院	鳥根県隠岐郡西ノ島町大字美田2071-1	院長	黒谷 一志	隠岐広域連立 隠岐島前病院
82	知夫村国民健康保険知夫村診療所	鳥根県隠岐郡知夫村1106番地3	管理者	平木 伴佳	知夫村国民健康保険知夫村診療所
83	社会福祉法人正光会 松ヶ丘病院	鳥根県益田市高津四丁目24番10号	理事長	平方 敬子	社会福祉法人正光会 松ヶ丘病院
84	株式会社LIFE CREATE	鳥根県出雲市大社町中荒木1999	代表取締役	佐藤 千晃	Grow訪問看護ステーション
85	株式会社ラッシュ	鳥根県松江市東津田町1806番地1	代表取締役	白根 信哉	訪問看護ステーション ゆあん
86	まめナス株式会社	鳥根県松江市美保関町下宇部尾133-6	代表取締役	有藤 直美	訪問看護ステーション まめナス
87	北陽福祉サービス株式会社	鳥根県松江市袖師町9-35	代表取締役	幡 宏明	訪問看護ステーション はくよう
88	社会福祉法人 湖北ふれあい	鳥根県松江市西川津町1611-1	理事長	福田 正明	訪問看護ステーション A o i
89	たがしらレディースクリニック	鳥根県松江市浜乃木6丁目7-8	院長	田頭 稔弘	たがしらレディースクリニック
90	医療法人江田クリニック 江田クリニック産婦人科	鳥根県出雲市大津町260番地	理事長	江田 芳美	江田クリニック産婦人科
91	医療法人マザリー	鳥根県松江市西津田2-12-33	理事長	洪川 敏彦	マザリー産科婦人科医院
92	城北産科婦人科クリニック	鳥根県松江市春日町48-1	院長	牧尾 章	城北産科婦人科クリニック
93	医療法人吉生会 家族・絆の吉岡医院	鳥根県安来市安来町789-1	理事長	吉岡 宏記	家族・絆の吉岡医院
94	美郷町	鳥根県邑智郡美郷町粕瀬168番地	美郷町長	嘉戸 隆	美郷町
95	邑南町	鳥根県邑智郡邑南町矢上6000番地	邑南町長	石橋 良治	邑南町
96	川本町	鳥根県邑智郡川本町大字川本271番地3	川本町長	野坂 一弥	川本町
97	大田市	鳥根県大田市大田町大田イ1111番地	大田市市長	楢野 弘和	大田市